

## バーゼル法及び廃棄物処理法に関する廃棄物の輸出入についてのお問い合わせ

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等の輸出入、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物の輸出入に関する問い合わせについては、環境省及び経済産業省において下記のとおり受け付けています。

1. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等に該当する貨物を輸出入する場合には、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく承認申請が必要となります。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当する貨物を輸出入する場合には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可及び外為法に基づく承認申請が必要となります。

環境省及び経済産業省では、輸出入しようと考えている貨物が、

①バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

②廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、下記の通り事前相談を受け付けています。

### (1) 相談窓口

(バーゼル法に係る問い合わせ先)

○メタルスクラップ、プラスチックスクラップ、使用済バッテリー、使用済遊技機、  
廃触媒及び中古品（家電・自動車部品等）の輸出入についての問い合わせ

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

(電話) 044-288-4941

(FAX) 044-288-4946

(電子メール) [basel@jesc.or.jp](mailto:basel@jesc.or.jp)

注：メタルスクラップとは、鉄、アルミ、銅等の単体金属及びミックスメタルで自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。

プラスチックスクラップとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等。

○上記以外の貨物についての問い合わせ

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

(電話) 03-3501-1511 (内線 3551)

(FAX) 03-3580-6329

(電子メール) [basel@meti.go.jp](mailto:basel@meti.go.jp)

※ 輸出入する貨物がバーゼル法の規制対象となるか否かの目安となる「バーゼル法関連簡易該非判断システム」を経済産業省 Web サイトに掲載していますので、ご活用ください。

URLは以下のとおりです。

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/bsimple\\_judgmentsys/](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/)

(パーゼル法及び廃棄物処理法に係る問い合わせ先)

※ 原則的に、輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にお問い合わせください。

- 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階  
北海道地方環境事務所  
(電話) 011-299-1952  
(FAX) 011-736-1234  
(電子メール) REO-HOKKAIDO@env. go. jp
- 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階  
東北地方環境事務所  
(電話) 022-722-2871  
(FAX) 022-724-4311  
(電子メール) REO-TOHOKU@env. go. jp
- 〒330-6018 さいたま市中央区新都心1-1-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18階  
関東地方環境事務所  
(電話) 048-600-0814  
(FAX) 048-600-0517  
(電子メール) HAIRI-KANTO@env. go. jp
- 〒460-0003 名古屋市中区三の丸2-5-2  
中部地方環境事務所  
(電話) 052-955-2132  
(FAX) 052-951-8889  
(電子メール) REO-CHUBU@env. go. jp
- 〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-3 10MMビル8階  
近畿地方環境事務所  
(電話) 06-4792-0702  
(FAX) 06-4790-2800  
(電子メール) REO-KINKI@env. go. jp
- 〒700-0984 岡山市北区桑田町1-8-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1, 4階  
中国四国地方環境事務所  
(電話) 086-223-1584  
(FAX) 086-224-2081  
(電子メール) REO-CHUSHIKOU@env. go. jp
- 〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階  
高松事務所  
(電話) 087-811-7240  
(FAX) 087-822-6203  
(電子メール) MOE-TAKAMATSU@env. go. jp

〒862-0913 熊本市尾ノ上1丁目6-22  
九州地方環境事務所  
(電話) 096-214-0328  
(FAX) 096-214-0349  
(電子メール) REO-KYUSHU@env. go. jp

## (2) 相談方法

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、郵送又は FAX により事前を送付の上、ご相談下さい。

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否か及び廃棄物処理法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものであります。輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、現実には輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行って下さい。

事前相談書のほか、以下の資料又はその写しの提出をご提出ください。

- ①インボイス
- ②輸出入契約書
- ③国内取引伝票（請求書、領収書等）
- ④貨物全体の写真
- ⑤成分分析表
- ⑥分析サンプルの写真
- ⑦企業概要
- ⑧その他

当方の助言は口頭でいたします。なお、ご提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

## 2. バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合は、外為法に基づく承認申請が必要となります。その際は、下記窓口にて申請手続を行って下さい。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課  
(電話) 03-3501-1659 (直通)  
(FAX) 03-3501-0997

## 3. 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合

- (1) 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合は、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可が必要となります。その際は、下記窓口にて必要な手続を行って下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策室 越境移動審査係  
(電話) 03-3581-3351 (内線 6887)  
(FAX) 03-3593-8264  
(電子メール) env-basel@env.go.jp

(2) 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合は、外為法に基づく承認申請が必要となります。その際は、下記窓口にて申請手続きを行って下さい。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課  
(電話) 03-3501-1659 (直通)  
(FAX) 03-3501-0997

バーゼル法規制に係る事前相談書

平成 年 月 日

相談者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他( ))	
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：	
	③ 電話 - -	④ FAX - -
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)	
貨物	⑥ 輸出 輸入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名(港)：
	⑧ 取引量： トン (コンテナ本、フレコン袋、バラ積)	
	⑨ 相手国： (締約国・OECD・非締約国)	
	⑩ 過去の輸出入実績： 新規・実績有り 実績有りの場合はその内容(時期、品目、数量)：	
	⑪ 品目内容(全ての品目の具体的な製品名、数量、貨物の形態)：	
	⑫ 発生元(本貨物の第一次発生元、例えば、〇〇工場、〇〇商事)：	
	⑬ 国内収集経路(輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入先の産業廃棄物処理業の許可の有無)：	
	⑭ 1) 廃棄物処理法上の「廃棄物」： 該当・非該当 2) 1)の根拠： 3) 1)で該当の場合、環境省との相談の有無： 有・無	
	⑮ 取引の目的(輸出入後の用途)：	
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：	
⑰ 輸出入後の処理作業の場所(事業者名、住所)：		
⑱ 1)~4)については事前相談書とともに提出してください。 5)~8)については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票(請求書、領収書等)、4)貨物全体の写真 5)成分分析表、6)分析サンプルの写真、7)企業概要、8)その他：		

注)本票送信後、必ず、(財)日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。(電話)044-288-4941  
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jpまでお送りください。

バーゼル法規制に係る事前相談書

平成 年 月 日

相談者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他( ))	
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：	
	③ 電話 - -	④ FAX - -
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)	
貨物	⑥ 輸出 輸入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名(港)：
	⑧ 取引量： トン (コンテナ本、フレコン袋、バラ積)	
	⑨ 相手国： (締約国・OECD・非締約国)	
	⑩ 過去の輸出入実績： 新規・実績有り 実績有りの場合はその内容(時期、品目、数量)：	
	⑪ 品目内容(全ての品目の具体的な製品名、数量、貨物の形態)：	
	⑫ 発生元(本貨物の第一次発生元、例えば、〇〇工場、〇〇商事)：	
	⑬ 国内収集経路(輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入先の産業廃棄物処理業の許可の有無)：	
	⑭ 1) 廃棄物処理法上の「廃棄物」： 該当・非該当 2) 1)の根拠： 3) 1)で該当の場合、環境省との相談の有無： 有・無	
	⑮ 取引の目的(輸出入後の用途)：	
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：	
⑰ 輸出入後の処理作業の場所(事業者名、住所)：		
⑱ 1)～4)については事前相談書とともに提出してください。 5)～8)については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票(請求書、領収書等)、4)貨物全体の写真 5)成分分析表、6)分析サンプルの写真、7)企業概要、8)その他：		

注)本票送信後、必ず、経済産業省産業技術環境局環境指導室までお電話願います。(電話)03-3501-4665  
貨物の写真はE-mailで、[basel@meti.go.jp](mailto:basel@meti.go.jp)までお送りください。

## (記入要領)

### 1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

### 2. 貨物の欄

- (1) ⑥輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ⑩過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入して下さい。
- (3) ⑪品目内容の欄には、全ての品目の具体的な製品名ごとに数量及び貨物の形態を記入して下さい。
- (4) ⑫発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（○○工場、○○商事等）を記入して下さい。
- (5) ⑬国内収集経路の欄には、輸出の場合のみ、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入して下さい。輸入の場合は記入不要です。また、仕入先が産業廃棄物処理業の許可証等を持っている場合はその写しを添付して下さい。
- (6) ⑭取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入して下さい。
- (7) ⑯輸出入後の処理作業の方法の欄には、前記(6)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入して下さい。
- (8) ⑰輸出入後の処理作業の場所の欄には、前記(7)の作業を実施する事業者名、住所を記入して下さい。

## 別紙 1 : 事前相談に必要な書類

### 1. 必ずご提出いただく書類

以下の書類は、事前相談を行う際に、最低限必要な書類です。必ずご用意下さい。

- (ア) 輸出案件用確認事項(輸出の場合のみ、別紙2にご記入下さい)
- (イ) 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書(別紙3を参照し別紙4にご記入下さい)
- (ウ) 貨物と金銭のフロー図(別紙5を参照し作成して下さい)
- (エ) 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類(契約書、インボイスなど)
- (オ) 貨物のカラー写真(貨物の状態がはっきりわかるもの)
- (カ) 発生工程及び処理工程を示す書類(工程図、施設の写真、企業概要など)

### 2. 必要に応じてご提出いただく書類

- (ア) 廃棄物処理法に基づく許可証(いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合)
- (イ) 成分分析表
- (ウ) 分析サンプルの写真
- (エ) 相手国における許可証
- (オ) その他

※ 別紙1の書類を全てご提出いただいても、廃棄物、特定有害廃棄物等の該否判断ができない場合もあります。ご承知おき下さい。



## 別紙2：輸出案件用確認事項

記入される方へ：

以下の事項は、今回相談の輸出が廃棄物の不適正な輸出に該当しないことを確認するために必要なものです。記載いただいた内容については、電話で追加説明を伺う場合がありますので、記入に際し不明な点がある場合には、あらかじめ輸出者等に内容を確認するようお願いいたします。

1. 国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないことを確認するため、輸出物の発生経路に関して、以下の3つのうちいずれか該当するものにレ点を付して下さい。

- 発生元の事業場の了承の下で資源・材料として輸出するものである。  
 中間処理を経て再生されたものを資源・材料として輸出するものである。  
 収集運搬業者等が回収、手選別したものを資源・材料として輸出するものである。

{ }

※国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないこと。

2. 再生利用のため調整されたものであって、不要物でないことを確認するため、輸出物の性状に関し、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付して下さい。

- 相手側の要求する規格又は条件に合致している。  
 相手側の要求する物品以外の物品を含まない。  
 回収工程への投入に先立ち洗浄等の前処理を要するものでないこと。  
 専ら分別作業のためにだけ輸出されるものでないこと。

{ }

3. 国内において禁止されている野外焼却等の廃棄物処理基準に適合しない再生利用を行うものでないことを確認するため、輸出物の再生工程に関して、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付して下さい。

- 野外又は簡易な炉での焼却を伴わないこと。  
 長期間放置されるおそれがないこと。  
 残さを多量に生じるものでないこと。  
 発生した残さは適正に処理されること。  
 その他、生活環境保全上の支障を生じるものでないこと。

{ }

4. 引き渡し後における運搬に関する事項（いずれか該当するものにレ点を付して下さい。）

- 輸送に特別な配慮を要するものでないことを確認している。  
 輸送に特別な配慮を要するが、相手国にその旨伝達している。

{ }

5. 万一相手国で入管できなかった場合の対応（いずれか該当するものにレ点を付して下さい。）

- 輸出者の責任において日本に再輸入する。  
 保険会社が引き取る。

{ }

平成 年 月 日

記入者所属： \_\_\_\_\_

記入者氏名： \_\_\_\_\_

## **別紙3：事前相談書記入要領**

### 1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合には記入は不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ③担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑥の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

### 2. 輸出者・輸入者の欄

- (1) 相談者と輸出入者が異なる場合にお書き下さい。
- (2) 記入の要領は1と同様です。

### 3. 輸出入～実績の欄

- (1) ⑰輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑱～㉑の欄に輸出入の予定日、輸出入予定港、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれかに該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) 22 品目内容の欄には、全ての品目の具体的な名称ごとに発生事由、数量、及び性状を記入して下さい。
- (3) 23 発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（〇〇工場、〇〇商事等）を記入して下さい。
- (4) 24 の欄には、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入して下さい。また、仕入先が産業廃棄物処理業者の許可証等を持っている場合はその写しを添付して下さい。
- (5) 25 取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するのかを具体的に記入して下さい。
- (6) 26 輸出入後の処理方法の欄には、前記(5)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入して下さい。
- (7) 27 輸出入後の運搬経路には、輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入して下さい。
- (8) 28 処理事業者及び住所の欄には、前記(6)の作業を実施する事業者名、住所を記入して下さい。
- (9) 29 過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入して下さい。

# 別紙4：廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書

記入日：平成 年 月 日

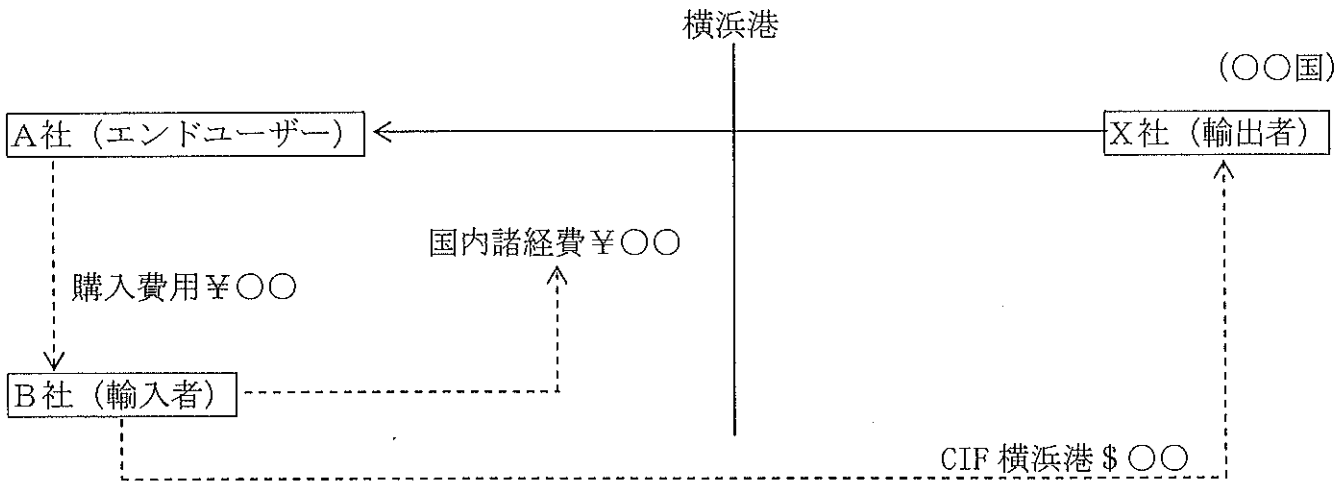
相談者	①会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他( ))		
	②住所：		
	③担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：		
	④電話 - -	⑤FAX - -	
	⑥事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)		
輸出者	⑦会社名：		
	⑧住所：		
	⑨担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：		
	⑩電話 - -	⑪FAX - -	
輸入者	⑫会社名：		
	⑬住所：		
	⑭担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：		
	⑮電話 - -	⑯FAX - -	
輸出入	⑰ 輸出 ⑱ 輸入	⑱ 輸出入の予定日： 年 月 日 輸出入予定港(税関名)：	⑲ 取引量： トン (コンテナ本、フルコン袋、パラ積)
	⑳ 相手国： (バーゼル条約締約国・非締約国・OECD加盟国)		
	21 取引形態(例：FOB YOKOHAMA US\$100/t)		
貨物	22 品目内容(全ての品目の具体的な名称、発生事由、数量、貨物の性状)：		
	23 発生元の名称及び所在地(本貨物の第一次発生もと、例えば、〇〇工場、〇〇商事)：		
	24 発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路：		
処理	25 取引の目的		
	26 輸出入後の処理方法：		
	27 輸出入後の運搬経路(輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路)：		
	28 処理事業者名及び作業場所の住所：		
実績	29 過去の輸出入実績： 新規 ・ 実績有り 実績有りの場合はその内容(時期、品目、数量)：		

# 別紙5：貨物と金銭のフロー図

金銭の流れ： - - - - ->  
 貨物の流れ： ———>

## <輸入の一例>

(A社がX社の貨物を購入するに当たり、A社の当該輸入に係る取引をB社が代行する場合)

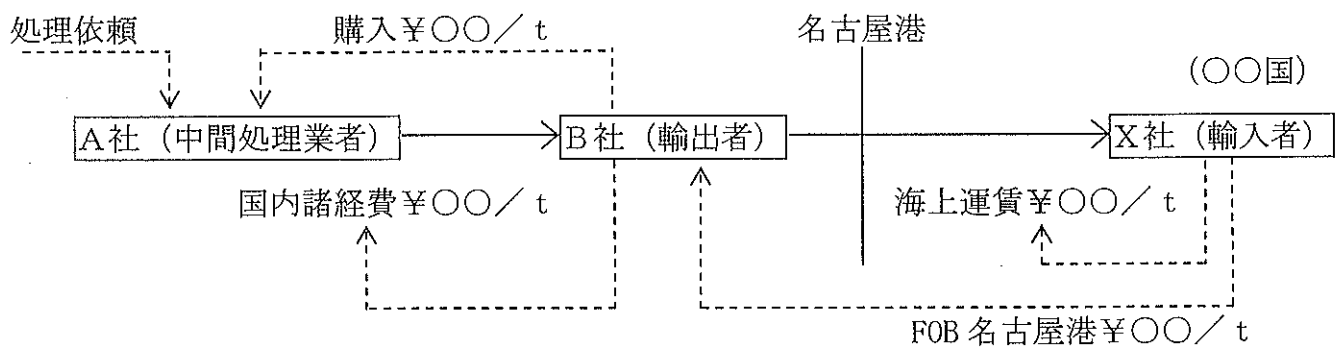


注1) 国内諸経費は、港の倉庫借料、港からA社までの輸送費、通関費用等を含む。

注2) CIF 横浜港価格は、海上輸送費を含む。

## <輸出の一例>

(A社が鉄スクラップをB社に売却し、B社が当該貨物をX社に売却する場合)



注) FOB 名古屋港価格は、国内諸経費 (港までの輸送費、港の倉庫借料、通関費用、船への積み込み費用等) を含む。

※ これらのフロー図の例のように、貨物と金銭の流れを介在する業者ごとに矢印で結び、その金額についても漏れなく記載するようお願い致します。  
 ※ 必要に応じて補足説明もご記入下さい。